

青森県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法律第104条の2第2項に基づき、次のとおり公示する。

令和8年3月19日

青森県公安委員会委員長 横町 俊明



記

- 1 聴聞の期日  
令和8年3月26日（木）午前10時00分
- 2 聴聞の場所  
青森市大字三内字丸山198番地4  
青森県運転免許センター3階 聴聞室